

# 勝浦市農業委員会会議録

## ( 1 1 月定例会 )

平成27年11月24日(火曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、14名でその氏名は次のとおりである。

1 番 鈴 木 克 己	3 番 長谷川 武 久	4 番 岩 瀬 和 巳
5 番 長 田 晴 夫	6 番 水 野 金 尋	7 番 藤 江 義 博
9 番 元 吉 博 嗣	10 番 土 屋 元	11 番 竹 下 和 夫
12 番 佐 近 茂	13 番 西 川 知 子	14 番 数 金 清 美
15 番 吉 野 勇 孝	16 番 末 吉 修 一	

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中 村 泰 輔      書記 市 東 義 之

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地利用最適化推進委員が担当する区域の設定について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他

○会長（末吉修一委員） 本日はご苦労様です。

本日の出席委員は16名中14名で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

定刻となりましたので、これより平成27年勝浦市農業委員会11月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでありますので、これによってご承知を願います。

○会長（末吉修一委員） それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規程により、会長において、西川知子委員及び数金清美委員を指名いたします。

○会長（末吉修一委員） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は大楠の畑、1,386平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、自家消費野菜を作るため取得したいとし、譲渡人は、耕作が出来ないため売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、総野小学校から●側約●●●●●メートルの地点となります。

次に2ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は上植野の田1筆、畑3筆、延べ1,493平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、隣接地となるので取得し営農規模を拡大したいとし、譲渡人は、相続人不存在のため処分したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、上野小学校から●側約●●●●●メートルの地点となります。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明をお願いします。

申請番号1番につきまして、長田晴夫委員をお願いします。

○5番（長田晴夫委員） 説明いたします。

申請の概要は、事務局の説明とおりです。

11月22日、現地調査を行い申請者と面談した。

現地は適切に管理されておりました。

畑ですので、今荒れてはいない、耕起してありましたから。

それで、道路も近いもので、自宅も近いということで譲り受けたいと言うことで●●さんが言っていました。

また、許可要件について確認したところ問題ないものと思われます。

調査の結果、許可相当と判断しましたので、皆様の審議をよろしく申し上げます。

○会長（末吉修一委員） 続きまして、申請番号2番につきまして、長谷川武久委員お願いします。

○3番（長谷川武久委員） それでは、補足説明をさせていただきます。

申請の概要は、今、事務局の説明とおりでございます。

先日、11月22日、現地調査を行い申請者●●さんと面談をしたところ、この土地の相続人は不存在の土地でありました。

字東台103番地の1は、適切に管理されておりました。

また、字山ノ根は、果樹等が生い茂っているため、今後、伐木、伐採、剪定をし、道路に近く容易に耕起出来るため耕作は可能です。

また、許可要件につきましては、確認したところ問題ないものと思われます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。

ご質疑無いようですので、これを持って質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

申請番号2番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の委員は举手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。

資料の3ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、上野の畑、297平方メートル、太陽光発電設備に転用するため使用貸借権の設定を目的とした申請です。

施設の概要は、パネル数48枚、発電量12.24キロワットです。

転用の時期は、平成28年1月10日より平成28年2月20日で、資金計画は借入金によるもので、融資見込証明書により確認しております。

申請理由につきまして、借受人は、休耕地に太陽光発電を設置して、再生可能エネルギー普及に貢献したいとし、貸付人は、年齢的に耕作が困難になり、後継者もいないので規模縮小し、太陽光発電設備を設置するため貸したいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、上野小学校から●側●●●メートルの地点となります。

資料の4ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は、部原の畑、148平方メートル、専用住宅に転用するため売買による所有権移転を目的とした申請です。

施設の概要は、居室、浴室、19.87平方メートルです。

転用の時期は、平成28年3月1日より平成28年6月30日で、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきまして、譲受人は、同時に購入する建物に浴室がないため、申請地に浴室を増築したいとし、譲渡人は、津波が怖いため、住宅を含め申請地を処分したいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、豊浜小学校から●側●●●●●メートルの地点となります。

次に申請番号3番以降の申請ですが、違反転用の是正に伴う申請となりますので、簡単に経緯を説明します。

本申請土地を含む市道●●●●線、通称●●道路●側の区域約3.8ヘクタールの農地、

山林について、昭和62年から平成11年にまたがり森林法及び農地法に違反した造成が行われました。

平成11年2月に当農業委員会から千葉県に対し農地法違反の通報をし、関係機関により現地調査及び協議を経て、同年4月、林地開発担当から防災計画の作成を、当農業委員会からは転用許可申請の手続きと工事中止を指導しましたが、なおも重機が稼働していたため、県の要望により同年6月工事中止の勧告を發出しております。

その後、県の指導に従う形で防災工事や緑化工事等を行い、平成17年5月26日に森林復旧工事の完了について確認を受けております。

その間、キャンプ場やモトクロス場等への開発の協議がなされておりますが、いずれも計画前に頓挫しております。

その後、平成20年に株式会社●●●●●●より産廃施設での事前協議書が提出されるも、協議不調により平成23年9月には林地開発事前協議書の事実上の取り下げとなりました。

これにより●●●●●●が撤退し、●●●●●●に主導権が戻り産廃施設はもう行わないとの意思表示がなされたことは記憶に新しいところです。

さて、話を農地法の違反に戻しますが、昨年より太陽光発電の相談を受けておりまして、同時に違反転用の是正についても協議検討してきたところです。

区域内の農地の位置を航空写真上に表示する作業を指導し、その図面を持って県と相談を行いました。

その結果、手を入れている土地については全て林地開発違反の是正に伴う工事を行ったものでありましたので、農地の復元は見込めないということで、現状により追認の転用申請を行うことが最善との結論を得、平成27年6月23日には、その内容で違反転用是正計画書が提出されております。

今回の申請にあたりましては、全ての対象地について相続等の理由により一括での申請が困難であるため、県の承諾を得て手続き可能のものから申請させる方針となりましたので、したがって今回提出された申請は一部でございますので、ご承知置きいただければと思います。

それでは概要について説明します。

転用目的ごとに説明させていただきますと、まず資料の、5ページから8ページとなりますが、申請番号3番から6番、これは管理道路が大きく南北に2本あります西側の部分になりまして、該当する農地の面積延べ3,796平方メートルのうち、今回の申請は、田4筆、延べ2,457平方メートル、畑2筆、延べ267平方メートルです。

譲渡人は、4名です。

施設の概要は、幅員6.2メートル、延長6.75キロメートルです。

次に、9ページ申請番号7番ですが、区域内に3カ所ある沈砂調整池の一番南側に位置する部分で、該当する農地は、延べ3,361平方メートルで、今回の申請は、田1筆、376平方メートルです。

施設の概要は、沈砂池、貯水量12,004立米です。

次に、10ページから12ページ、申請番号8番から10番ですが、3カ所の沈砂調整池の真ん中に位置する部分で、該当する農地は、延べ3,560平方メートルで、今回の申請は、田4筆、延べ1,556平方メートルです。

譲渡人は、3名です。

施設の概要は、沈砂池、貯水量4,412立米と小沈砂地、貯水量1,613立米です。

次に、13ページから14ページ、申請番号11番から12番ですが、造成緑地の3カ所ある中腹西側に位置する部分で、該当する農地は、延べ1,026平方メートルで、今回の申請は、畑2筆、延べ630平方メートルです。

譲渡人は、2名です。

施設の概要は、造成緑地0.46ヘクタールです。

申請理由につきまして、譲受人は、農地法違反を是正し所有権を取得したうえで管理を行っていきたいとし、譲渡人らは、皆高齢であり、農地を復元して耕作することは出来ないため、早々に土地を引き渡したいとのことです。

なお、資料に記載されている価格でございますが、昭和62年から平成初頭に掛けて約束をした当時の金額でありますので、かなり高額ではあります参考として申請書に記載されている数字です。

以上で説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の説明をお願いします。

申請番号1番につきまして、水野金尋委員をお願いします。

○6番（水野金尋委員） 申請番号1番について補足説明いたします。

申請の概要は、事務局の説明とおりであります。

11月22日、現地調査を行い申請者と面談しました。

申請地は、耕作は行われておりませんが、適正に管理されています。

申請者は、年齢的に耕作が困難になり、後継者もいないので申請に至ったとのことです。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への営農条件についても支障がなく、他への代替性もありませんので問題はないと思います。

また、資金計画も妥当であり、簡単な整地のみで設置工事が可能であることから、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○会長（末吉修一委員） 続いて、申請番号2番につきまして、西川知子委員をお願いします。

○13番（西川知子委員） 部原の方の説明をいたします。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

1月23日、現地の調査に行きましたが●●さんとは、お会い出来ませんでした。

ご近所のお話ですと●●さんは、御宿台の方に越されてお留守ということで、東金の方のご自宅にお電話をいたしまして、●●さんとお話をしましたけども、売り物件があったので、勝浦の方をお買いになったということと、東金のご自宅が、●●●●の東金のご自宅と同じ地区でお知り合いとのことでした。

当分は、東金と勝浦を行き来するとのことでした。

隣接農地への営農条件についても支障がなく、他への代替性もありませんので問題はないと思います。

資金計画も妥当であり、簡単な整地のみで建築工事が可能であることから、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と思われます。

審議のほうお願いいたします。

○会長（末吉修一委員） 続きまして、申請番号3番から12番、ページで5ページから14ページでございます。

鈴木克己委員、お願いいたします。

○1番（鈴木克己委員） かなりページ数が多いんですけど、先ほど事務局の方から説明があったとおり、この土地についてはですね、皆様もご承知のことと思いますけど、産廃の問題が発生した所であります。

まあ、そのような経過については、事務局の説明とおりでありますが、今回19日に、●●●●株式会社のこのことを処理する担当部署が出来ていまして、●●●●●●●●部●●●●さんという方が直接来ていただいて、現地全部入りまして、直接全部見てきました。

3番から、ページが5ページになりますけど、道路の部分について3番から6番の申請までが道路でございます。

道路についてはですね、その後の管理用道路ということで、舗装とか碎石とか一切入っていませんで、4駆の車がですね走れるような道路形状が造られています。

その道路を全部渡ってですね、全部現地を見てきました。

あと7番、8番、9、10ですね、7番については調整池と、8、9、10がまた別の所の沈砂地ということになります。

調整池は、一番下流側にですね、やはりあの、●●の道路の上の方、太陽光発電が有る所から急峻な斜面を下っていきまして、両脇が山林ですので雨水排水が出来ないということで、調整池が一番下側に造られておりました。

これも、千葉県のもので、指導によってこの調整池を造ったものです。

この、8、9、10のですね、この沈砂池、これもですね、両脇を重機で削ってですね、裸状態になっている土地がかなり広くありまして、ここに雨等の水がここの一帯に入って、水をため込んでですね、その上水を流すという形になっています。

それと、11、12の緑地についてはですね、地目は畑なんですけど、実態としましては山林になっています。

これもですね、相当古い山林形状になっていまして、それをやはり、申請者である●●●●のほうで購入してですね、今後管理をしていくということになっていまして、これから植林するという土地ではありませんでしたが、元々の地目は畑ですので造成緑地という形での申請地だそうでございます。

これらについてですね、経過が、かなり古い経過がありまして、最初はですね平成11年の全く土地のですね、これはあくまで仮登記で実はされていた土地で、条件付きの、要は5条のですね、転用条件付きの仮登記で登記簿上なっていますが、そこについてはですね、やはり、今回の申請者●●●●のほうで勝手にですね、山を削ったりした経過がありまして、千葉県が指導に入りました。

その指導によってですね、今回この申請が出てきたわけで、これまで色々市の農業委員会、市の農林水産課、それと元は夷隅支庁の林務課だったと思いますけど、今では農業事務所ですか、そういう所と詳細な打ち合わせをしたうえで、反省もしながらですね、●●●●も反省しながら今日に至っていると、いうことの申請ですので、違反転用を是正をさせるための申請、形式的になって来るかと思えますけど、追認という形になるかと思えますけど、その辺のことを十分ご理解いただきまして、審議のうえご承認下さるようよろしくお願い致します。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

3つの案、一緒に質疑に入りたいと思えますけど、いかがでしょうか。

ご質疑ございませんか。

○会長（末吉修一委員） ちょっと、私の方から西川委員に1つ、これ農地の区分としては、どういう区分ということで、捉えてよろしいですか。

○13番（西川知子委員） 区分て、はい。

あの、住宅が手前の方に道路からありまして、結構大きいお家だったんですね、畑の脇にもう一件家があって、ちょっと引っ込んでますけど、結構キッチンとされてました。

○会長（末吉修一委員） この申請地につきましては、第1種、或いは第2種で考えられますけども、第2種ということではよろしいですか。

○13番（西川知子委員） はい。

○会長（末吉修一委員） 事務局、確認は。



○事務局長（中村泰輔） はい。

事務局として見たところですね、第2種農地で問題ないと思われます。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがでしょうか。

併せて、鈴木委員のほうで、その、追認ということで許可してもという、委員の結論と言いますか、委員としての気持ちですけども、これやはり区分的なものとしては。

○1番（鈴木克己委員） 農地としては、第2種。

ここはですね、鶴原の土地で30年、40年は優に耕作されていないって風な農地でしたので、現状入ってもですね一部形状残っている部分もあるんですけど、ほとんど農地がどれなのか、検討付かないって言う風な土地になっていました。

そういうところで、今後、農地としての復旧はまずできない。

要は、この土地を●●●●が正しく管理して、今後また、広大な土地がありますので、●●●●としてはですね、勝浦市の役に立つような、今まで迷惑掛けたので、今後は役に立てるような何かをやりたいと、ただ今のところは、とにかく土地を管理していきますと言うことでした。

○会長（末吉修一委員） よって、担当委員としては、追認の許可相当だろうと、そういう事よろしいですか。

○1番（鈴木克己委員） やむを得ないだろうと。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがでしょうか。

資料が膨大な量ありますので。

○1番（鈴木克己委員） 追加で。

○会長（末吉修一委員） はい、鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） さっき、話した事なんですけど。

先ほど事務局のほうから、今回、全体の中では一部ですよと話して、私もその話を聞いたんですね、そうしましたら、土地の所有者が高齢化しちゃったり、亡くなっちゃったりしていて、亡くなった所も相続されてなかったりして、全国に相続権者が居るということで、それを全部追ってですね、自分の会社で全部やってるそうです。

ですから、この方法についてはですね、それが相続権者の印鑑が取れ次第、また申請をしたいという話をしていました。

○会長（末吉修一委員） はい、質疑がないという事でよろしいでしょうか。

（「よし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） これより、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

続いて申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

続いて申請番号3番から12番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号3番につきましては、除斥委員該当事案となりますので、申請番号1番及び2番を先に審議する事といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成27年11月9日付けで決定を求められるものです。

このたびの11月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画3件、4,168平方メートルです。

資料の15ページをご覧ください。

申請番号1番、杉戸の畑657平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、平成27年12月1日から5ヶ年の新規設定です。

16ページをご覧ください。

申請番号2番、上野の田2筆、延べ1,516平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年12月1日から10ヶ年の新規設定です。

以上で申請番号1番及び2番の説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。

質疑ないということでございます。

これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての申請番号1番及び2番を採決いたします。

申請番号1番及び2番の計画につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員です。

本案は、原案のとおり決定いたしました。

次に申請番号3番につきまして審議致します。

●●●●委員が農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事参与制限の対象となりますので退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(●●委員退席)

○会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き、再開いたします。  
申請番号3番につきまして事務局より説明を求めます。  
中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは申請番号3番の説明をいたします。  
17ページをご覧ください。  
申請番号3番、杉戸の田1, 995平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。  
設定期間は、平成27年12月1日から5ヶ年の新規設定です。  
以上で議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 内容の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） 質疑がないということでございます。  
これを持って質疑を終結いたします。  
これより議案第3号、農用地利用集積計画の決定についての申請番号3番を採決いたします。  
申請番号3番の計画につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。  
よって、本案は原案のとおり決定いたしました。  
ここで、●●委員の除斥を解きたいと思えます。  
暫時休憩いたします。

(●●委員着席)

○会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き再開いたします。

申請番号3番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、農地利用最適化推進委員が担当する区域の設定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） それでは、説明をします。

18ページをご覧ください。

本件は、平成27年9月4日に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が公布されて、任期満了を迎える農業委員会においては、改正農業委員会法により、施行期日があります平成28年4月1日より、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととされました。

つきましては、農業委員会法第17条第2項の規定により、推進委員の担当区域を定める必要があることから、記載の表のとおり市内を4地区に分け設定することについてお諮りするものです。

以上で説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） ご意見、ございましたら、或いは疑問点ございましたら、発言をお願いしたいと思います。

はい、鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） 参考の資料の所の数字なんですけど、これ何の単位なのか、ヘクタールで言うと合計の欄と数字が合わないんですけど、教えて下さい。

○事務局長（中村泰輔） いいですか。

○会長（末吉修一委員） はい、局長。

○事務局長（中村泰輔） こちらの参考の田畑、合計の部分につきましては、それぞれの生の数字を挙げておりますが、このヘクタールにつきましては、地区の各大字ごとのヘクタールの積み上げでございますので、端数に誤差が出てしまうということになります。

○1番（鈴木克己委員） これ、平米ね。

○会長（末吉修一委員） 田畑と合計が平米ということですね。

その脇のヘクタールがあって、そこの合計が違うと、その質問だと思いますけど、事務局回答のとおりでございます。

他にはいかがでしょうか。

これ4地区ということで、数金委員いかがでしょうか。

○14番（数金清美委員） 特にございません。

○会長（末吉修一委員） 勝浦地区、興津地区それぞれ1名ずつという話がここで出てますが、その辺。

○14番（数金清美委員） 総野地区5名、上野地区4名、勝浦、興津地区については、1名ずつということで宜しんじゃないかと思います。

○会長（末吉修一委員） 具体的な数字として、今ご意見ございましたけども、勝浦、興津地区で1名ということで、3地区にしていいというご意見で宜しいですか。

○14番（数金清美委員） 勝浦に1名、それから興津地区に名ということで計11名。

○会長（末吉修一委員） 前回臨時、総野コミュニティセンターで数字が11名ということで出たかと思いますが、その席で意見として出ていた意見がございますので、局長のほうで話がまとめられてあれば、話をして下さい。

○事務局長（中村泰輔） 先日の臨時総会の後にですね、地区等の話が雑談等では出まして、その時の話でございますけれども、全体の数字は11名でありますけれども、現在の選挙で出てらっしゃる区域が、選挙委員さんの10名ということで総野、上野地区で10名、勝浦地区と興津地区を統合して1名と、それで11名ではどうかという話も出ておりましたので、その部分も含めてですね、検討いただければと思います。

その際には、総野地区が6名、上野地区が4名というような勘定になるかと思いますが、そういったお話が出ておりましたので、ご報告かねてご検討いただければと思います。

○会長（末吉修一委員） 前回、研修会後の臨時の会議で、そこでは定数を決める会議でしたが、その際、具体的に局長が話した内容の話も、会議が終わった中でですかね、出てたと思いますので、今回提案の中では、4地区、総野、上野、勝浦、興津という4地区で提案されてますが、出席されてた多くの委員の方から、3地区にして具体的には選挙の地区でやった形でやった方が今後の仕事を依頼する場合なんかも都合がいいのではないかと、そんな話も出ておりましたので、今局長が説明した状況でございます。

いかがでしょうか、そういう案もあったということでご理解していただいて宜しいでしょうか。

形として、ここで出された場合には修正案という形が出るのかと思いますが、今、数金委員のほうでお話いただいた、数字的なもの、具体的なものは別にしてですね、地区は3地区でということで出たということで、宜しいですね。

○14番（数金清美委員） 4地区です。

他に意見があれば。

○9番（元吉博嗣委員） 議会には、11人で出すんですよ。

地区ごとの数字は出すんですか。

○事務局長（中村泰輔） まだ、出していないです。

総枠で11名となりますので、地区割は募集の時に地区を示しますので、あくまで今回決めるのは、区域割りです。

ただ、内訳については募集の際に何名、何名としますので、内々では区域の人数もある程度決めておくということにはなります。

○9番（元吉博嗣委員） 勝浦、興津地区で1名でいいじゃないですか。

修正案でいいね。

実際これから、候補者が地元の負担が出てくるでしょうから。

○会長（末吉修一委員） はい、鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） 今、勝浦、興津で1名でいいだろという話が出てますが、実態としてですね、勝浦地区、興津地区、まあ、水田はゼロに近い。

畑をやっている人は、まだ居ると思いますけど、両方の農地面積を足しても220ということで、その中のですね耕作されている面積を比較すれば、これから先ですね、もちろん、農業委員会の推進委員であれば、その地域の農地をいかに効率よく、また、農地として確保していくための事をやるかということになりますけど、面積的には非常に少ないので、今言われたとおりですね、要するに浜の地域ですね、1名で私はいいいのかなと思います。

ということは、上野5、総野5、上野のほうもこれから基盤整備も進んでいますので、そういう所からすれば5人、総野上野で5人で、勝浦興津で1人でいいかなと思います。

そういう風な感じはいたします。

以上です。

○会長（末吉修一委員） 原案のとおりと、それから元吉委員或いは鈴木委員。

鈴木委員のほうでは、提案理由も述べていただきましたけど、両方ございますけども、他に意見がないということで宜しいでしょうか。

他に、今の3地区、4地区以外で、意見ございませんか、特に宜しいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） それでは、ご意見がないという事でございますので、これより議案第4号、農地利用最適化推進委員が担当する区域の設定についてを採決いたします。

元吉、鈴木両委員より修正案の提案がございました、原案の4地区を勝浦、興津を統合し、設定する区域を3地区とする案でございますが、この案で決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手多数）

○会長（末吉修一委員） 挙手多数ということになります。

よって、本案は修正案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、事務局より報告を求めます。  
中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご報告します。

このたびの11月定例会にご報告すべき当該証明書の発行件数は2件です。

資料の19ページをご覧ください。

番号1番、平成27年7月15日付けで太陽光発電施設として許可を受けた新戸の畑、823平方メートルの内108.8平方メートルについて、平成27年10月20日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。

20ページをご覧ください。

番号2番、平成27年8月12日付けで太陽光発電施設として許可を受けた杉戸の田、1,014平方メートルについて、平成27年11月2日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。

以上で報告第1号、転用事実確認証明書の発行についての報告を終わります。

○会長（末吉修一委員） 続いて、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） このたびの11月定例会にご報告すべき通知件数は1件です。

資料の21ページをご覧ください。

番号1番、農用地利用集積計画により利用権が設定された上野の田6筆、延べ4,020平方メートルにつきまして、当事者より平成27年11月6日に合意解約がなされた旨、通知がありました。

以上で報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を終わります。



す。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第4、その他でございます。

事務局ありますか。

○事務局長（中村泰輔） はい、11月の臨時総会です、決定していただきました農地利用最適化推進委員の定数の関係でございますけど、条例審査会に諮りましたところ、条例の題名につきまして指摘がありまして、勝浦市の過去の定数条例とっているものについては、何々の定数を定める条例という名前で使われておりまして、今回案として提出したものが定数に関する条例という名前でありまして、名前の統一について指摘がありましたので、条例の名前といたしまして勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例ということに訂正して議会のほうに上程するということが宜しいか、この場をお借りしてお諮りしたいと存じます。

○会長（末吉修一委員） 先日の臨時会で私達で決定した内容でございますけども、市のほうから指導があったということで、事務局から発言があったとおりでございます。

この件について、会のほうで決を採って再度提出する形になりますので、諮りたいと思います。

只今、事務局長から発言、異議なしとする委員について、賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） よって、本件につきましては異議なしといたします。

他に、発言いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 発言が無いということでございますので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

これをもって、平成27年勝浦市農業委員会11月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

(午後 2 時 3 0 分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

勝浦市農業委員会会長

---

署 名 委 員

---

署 名 委 員

---